

雇児発第177号
平成13年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

認可外保育施設に対する指導監督の実施について

保育需要の増加や多様化等への対応については、新エンゼルプラン（平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）等に基づき、保育施策の拡充に御尽力いただいているところである。

ベビーホテル等の認可外保育施設については、昭和56年の児童福祉法の改正により、行政庁の報告徴収及び立入調査の権限が規定され、これらに基づき、指導監督に配慮願ってきたところであるが、今般、より効果的な指導監督を図る観点等から、別紙のとおり「認可外保育施設指導監督の指針」及び「指導監督基準」を策定したので、より適切な指導監督が図られるようお願いする。

なお、認可外保育施設、特にベビーホテルの問題は指導監督の問題だけではなく、認可外保育所の整備状況や延長保育、夜間保育等の多様な保育サービスの提供と大きくかわるものであり、特にベビーホテルの多い地域におかれては、地域の保育需要について適切な把握に努めるとともに、その需要に応じた保育施策の推進に御尽力いただきたい。

この通知は、平成13年4月1日から施行し、これに伴い、「無認可保育施設に対する指導監督の実施について（昭和56年7月2日児発第566号厚生省児童家庭局長通知）」及びこれに基づく通知（「認可外保育施設に対する指導監督の強化について（平成12年4月14日児保第18号厚生省児童家庭局保育課長通知）」は、廃止する。

おって、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

認可外保育施設指導監督の指針

第1 総則

1 この指針の目的及び趣旨

この指針は、認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、必要に応じて、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるものであること。

なお、本指針は、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのものであり、認可外保育施設についても児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を満たすことが望ましく、別添の認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を満たす。認可外保育施設を制度的に認める趣旨でないことは、従前のおりであること。

（留意事項1）この指針の対象となる「認可外保育施設」とは、児童福祉法第39条[保育所の定義]に規定する業務を目的とする施設であって第35条第4項の規定により都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長の認可を受けていないものをいい、第58条の規定により都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長の認可を取り消された施設を含むものであること。児童福祉法第59条第1項[認可外児童福祉施設に関する報告徴収等に関する規定]参照。

2 指導監督の事項及び方法

（1）指導監督の事項

指導監督は、指導監督基準に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、行うものであること。

（留意事項2）消防部局、衛生部局等においても、消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの法令の遵守も別途、求められるものであること。

（2）指導監督の方法

指導監督は、第2から第5までに定めるところに従って、行うものであること。

3 認可外保育施設の把握及び事前指導

（1）認可外保育施設の把握

認可外保育施設については、管内市区町村の協力を得て、その速やかな把握に努めること。また、消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を職務上把握し得る

部局等との連携も、その把握のために有効であること。

(留意事項3) 市区町村に協力を求めることの趣旨

認可外保育施設の設置状況は、地域の保育需要、保育所の整備状況等と少なからぬ関連を有することから、保育の実施主体である市区町村の協力を求めるものであること。

(留意事項4) 消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を把握し得る部局等との連携の趣旨

都道府県、保健所を設置する市及び特別区においては、食品衛生法第19条に規定する食品衛生監視員が置かれており、同監視員は、同法第29条第3項に基づき、不特定又は多数の者に食品を供与する施設(認可外保育施設を含む。)の関係者からの必要な報告の徴収及び施設への立入検査の権限が与えられており、また、消防機関も、消防法第4条に基づき、関係者(認可外保育施設の関係者を含む。)に対する資料の提出命令、報告の徴収、施設への立入検査及び関係者への質問の権限が与えられていることから、これらの機関との連携を図ることは、効果的な指導監督の実施の観点から有効であること。

(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導

認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や情報を得た場合には、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、指導監督基準の遵守を求めること。

様式1参照

第2 通常の指導監督

1 通則

通常の指導監督は、報告徴収及び立入調査により行うこと。

指導監督に当たっては、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めることを旨とするが、保育内容、保育環境等に問題があると認められる又は推定されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、児童福祉法に基づき厳正に対処すること。

2 報告徴収

(1) 通常の報告徴収の対象

全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、原則として年1回以上、文書により、回答期限を付して、施設の運営状況等の報告を求めるものであること。その際、次のような場合にも報告するよう併せて指示すること。

事故等が生じた場合の報告(臨時の報告)

当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合。

様式 2 参照

長期滞在児がいる場合の報告（長期滞在児の報告）

当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合における当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等の報告。

（留意事項 5）長期滞在児がいるとの報告を受けた場合等の取扱い

認可外保育施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいるとの報告を受けた場合、報告がなくともその事実が判明した場合若しくはその疑いが強い場合又は当該認可外保育施設に対して事業停止命令若しくは施設閉鎖命令を行う場合等においては、必要に応じて、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、児童委員等の協力を求め、児童及びその家庭の状況等について必要な調査を行い、必要な福祉の措置を講ずること。この場合、他施設への入所措置等について保護者の理解が得られない場合等であっても、継続的に必要な助言又は指導を行っていくこと。

なお、関連施策は、以下のとおりであること。

- ・里親委託、乳児院、児童養護施設等への入所措置（児童福祉法第27条）
- ・母子生活支援施設等での母子保護の実施（児童福祉法第23条）
- ・保育所（夜間保育所、長時間延長保育実施保育所等）での保育の実施（児童福祉法第24条）
- ・ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用（児発第330号児童家庭局長通知）
- ・子育て支援短期利用事業の活用（児発第374号児童家庭局長通知）

参考資料 10 及び参考資料 11 参照

（2） 特別の報告徴収の対象

臨時の報告又は長期滞在児の報告はないがその事実が判明又は強く疑われる場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が行政庁に寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告を求めること。

なお、この際には、必要に応じて3（1）の特別立入調査の実施を考慮すること。

3 立入調査

（1） 立入調査の対象

通常の立入調査の対象

立入調査は、乳幼児を1日当たり概ね10人以上入所させる認可外保育施設について、年1回以上行うことを原則とすること。

(留意事項6) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

認可外保育施設が多数存在し、全施設に対して年1回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあつては、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないこと。また、相当の長期間経営されている認可外保育施設であつて児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、報告徴収は毎年度としつつ立入調査は隔年とする等の取扱いも不適當ではないこと。しかしながら、これらの場合にあつても、ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと。

(留意事項7) ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、次のいずれかを常時運営しているものをいうものであること。ただし、ウの「一時預かり」については、都道府県等が確認できた日における利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合をいうものであること。

ア 夜8時以降の保育

イ 宿泊を伴う保育

ウ 一時預かり

(留意事項8) 利用している乳幼児が10人未満の認可外保育施設の取扱い

利用している乳幼児が10人未満の認可外保育施設(特にベビーホテル)についても、できる限り、この指針の定めるところにより指導監督を行うこと。

特別立入調査の対象

重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合には、随時、特別に立入調査を実施すること。

(2) 立入調査の手順

実施計画の策定

立入調査の実施計画は、問題を有すると考えられる施設について重点的に指導ができるように配慮して策定すること。また、策定に当たっては、必要に

応じて、消防部局、衛生部局等と施設リストや既実施の立入調査結果の情報交換を行う等の連携を図ることが望ましいこと。

(留意事項9) 行政情報の提供について

「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」第9条第2項においては、他の部局や他の行政機関に対し、業務の遂行に必要な限度において、処理情報を保有目的以外の目的のために利用し又は提供することが認められており、この趣旨を踏まえれば、法人情報についても所掌事務の遂行に必要な限度で、他の部局や他の行政機関との間で、認可外保育施設に関する行政情報を交換することは差し支えないと考えられること。

参考資料7 参照

(留意事項10) 以下のいずれかに該当する施設は、「問題を有すると考えられると施設」に該当すると考えられること。

- ・著しく保育従事者数が少ないもの、又は著しく有資格者数が少ないもの
- ・著しく施設が狭隘もの
- ・連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの
- ・著しく低料金又は利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇が窺われるもの
- ・管理者や保育従事者が都道府県等が開催する研修会等への参加していないもの
- ・通常の報告の徴収の指示に対して回答がないもの又は報告内容が空疎なもの
- ・事実発生に関わらず、臨時の報告又は長期滞在時の報告を怠っているもの

立入調査の指導監督班の編成等

立入調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者2名以上で編成すること。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む2名以上で編成すること。

また、児童の処遇面で問題を有すると考えられる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健婦、看護婦、医師等の専門的知識を有する者を加えること。

立入調査により指導監督を行う職員は、身分を証明する証票を携帯すること。また、この証票は、緊急の立入調査等に備え、あらかじめ交付しておくこと。

参考資料2 参照

市区町村との連携

立入調査に当たっては、保育の実施主体である市区町村に対し立会いを求める等

必要な連携を図ること。

関係部局との連携

防災上、衛生上の問題等があると考えられる施設については、消防部局、衛生部局等と連携して指導を行うこと。

参考資料 8 及び参考資料 9 参照

新規把握施設への対応

年度途中で新規に把握された施設については、実施計画に基づく調査とは別に、速やかに立入調査を行うよう努めること。

(留意事項 1 1) 速やかな立入調査ができない場合の処理

新規に把握された施設に優先して立入調査を行うべき施設が多数存在している場合など、速やかな立入調査を行うことができない場合であっても、立入調査に先立つ施設の訪問等を通じて、設置者又は管理者に対して、関係法令等の理解を促がす等の措置を速やかに採ること。

事前通告

立入調査に当たっては、当該施設における帳票等の準備のために、設置者又は管理者に対し、期日を事前通告することを通例とするが、特別立入調査が必要な場合等には、事前通告せずに実施することが適当であること。

(留意事項 1 2) 問題を有すると考えられる施設に対する取扱い

留意事項 9 に掲げる「問題を有すると考えられる施設」については、通常の立入調査を実施する場合であっても、事前通告せずに実施することや、事前通告期間を短くするなどの工夫が必要であること。

保育従事者及び保護者からの聴取

立入調査における調査、質問等は、設置者又は管理者に対して行うことを通例とするが、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取すること。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の保護者等から事情を聴取すること。

口頭の助言、指導等

改善指導は文章で行うことを原則をしているが、これに先立ち立入調査の際においても、必要と認められる助言、指導等を口頭により行うこと。

指導監督結果の検討

立入調査により行った指導監督の結果については、指導監督担当職員の所見や現地における状況等に基づき、施設の問題点を明かにした上で、これに対する措置を具体的に決定し、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置を講じること。具体的には、第3から第4までに規定するところによること。

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督

1 通則

立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求めると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図ること。

(留意事項13) 指導監督にあたっては、市区町村や消防部局、衛生部局等の関係部局との連携を図ること。また、施設内で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。

2 改善指導

(1) 改善指導の対象

立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求めると認められる認可外保育施設については、文書により改善指導を行うこと。

ただし、緊急の必要があるときは、文章により改善指導を行うことなく、3の改善勧告等又は第4の事業停止命令若しくは施設閉鎖命令の措置を採ること。

(2) 改善指導の手順

改善指導の内容

立入調査実施後概ね1か月以内に、改善されなければ改善勧告等の対象となり得ることを示した上で、改善すべき事項を文書により通知すること。

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めること。また、改善に時間を要する事項については、概ね1か月以内に改善計画の提出を求めること。

様式3参照

改善指導結果の確認

改善指導に係る回答又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、設置者又は管理者に対する出頭要請や施設に対する特別立入調査を行うこと。回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、

同様であること。

3 改善勧告

(1) 改善勧告の対象

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、改善指導に止めずに、改善勧告を行うこと。特に、次の場合は、改善指導を経ることなく、改善勧告を行うこと。

著しく不適正な保育内容や保育環境である場合

著しく利用児童の安全性に問題がある場合

その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

(留意事項14) 指導監督基準に適合していない次のような事例は、上記の から に該当するものであること。なお、これら改善勧告の対象となる場合の具体的事例については、以下のとおり想定しているが、これらはあらかじめ児童福祉審議会の意見を聴いて設定し、公表しておくことが望ましい。

- ・「1. 保育に従事する者の数及び資格」及び「2. 保育室等の構造設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの
- ・「1. 保育に従事する者の数及び資格」の「(2) 保育に従事する者の概ね3分の1(保育に従事する者が2人の施設にあつては1人)以上は、保育士又は看護婦の資格を有する者であること。」に関して、有資格者が1人もいないもの
- ・「4. 保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「(2) 保育室を3階以上に設ける建物は、以下のイからハまでをいずれも満たすこと」に関して、ロに規定する屋外階段を有しておらず、かつ、消防法施行令第7条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていないもの
- ・認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの

(2) 改善勧告の手順

改善勧告の内容

文書による改善指導における報告期限後(改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあつては立入調査実施後)概ね1か月以内に、改善されなければ、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上、改善勧告を文書により通知すること。

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して文書で報告を求めること。なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限(この期限は、3年以内とすること)を付して移転を

勧告すること。

様式 4 参照

関係機関との調整

改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市区町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図ること。

確認

改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、特別立入調査を行うこと。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様であること。

(3) 利用者に対する周知及び公表

利用者に対する周知

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずる必要があること。

公表

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、必要に応じ、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について広報するとともに、報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対しても同様に公表、広報するよう要請すること。

(留意事項 1 5) 公表は、行政指導たる改善勧告に従わないことのみをもって行うことは不適當であるが、 3 (1) に該当して事業停止命令又は施設閉鎖命令を発するに値する事実がある場合においては、利用者や地域住民の保護の観点から事実の公表を行うことができるものであること。

弁明の機会の付与

公表に当たっては、事前に、弁明の機会を付与することが適當であること。

様式 5 参照

(留意事項 1 6) 弁明の機会の付与は、行政手続法第 3 0 条を準用して、当該施設の設置者又

は、管理者に対し、次の事項を書面によって、通知して行うことが適当であること。

- ・ 予定される公表の内容
- ・ 公表の原因となる事実
- ・ 弁明書の提出先及び提出期限

第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずること。

(留意事項17)「事業停止命令」及び「施設閉鎖命令」の意義

- ・ 「事業停止命令」は、期限を付して又は条件を付して当該認可外保育施設を運営する事業の停止を命ずる行政処分をいうこと。
- ・ 「施設閉鎖命令」は、施設の閉鎖を命じることにより、将来にわたり当該認可外保育施設を運営する事業を禁止する行政処分をいうこと。

(留意事項18) 施設内で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。この場合にあっても、利用者や地域住民を保護するための周知及び公表等は、引き続き行うこと。

(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順

関係機関との調整

事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市区町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図ること。

弁明の機会の付与

事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、事前に弁明の機会を付与すること。

様式6及び参考資料5参照

(留意事項19) 弁明の機会の付与は、行政手続法第29条から第31条までに定めるところ

により、当該施設の設置者又は管理者に対し、次の事項を書面によって通知して行うこと。

- ・ 予定される命令の内容
- ・ 命令の原因となる事実
- ・ 弁明書の提出先及び提出期限

児童福祉審議会からの意見聴取

弁明書の提出を受けた後又は提出期限を経過した後、速やかに、児童福祉審議会の意見を聴くこと。

事業停止命令又は施設閉鎖命令の発令

児童福祉審議会の意見を聴き速やかに判断した上で、文書により事業停止又は施設閉鎖を命ずること。通常は事業停止命令を先ず検討すべきであるが、改善が期待されずに当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、施設閉鎖命令を発することとする。

様式 7 参照

緊急時の手続の特例

事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となることが明かであって、児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、改善指導、改善勧告、弁明の機会の付与、児童福祉審議会からの意見聴取の手続を経ることなく、事業停止又は施設閉鎖を命じることができるものであること。

この場合、弁明の機会の付与は事後的に行う必要はなく、また、児童福祉審議会に対しては事後速やかに報告すれば足りること。

(留意事項 2 0) 行政手続法第 1 3 条において、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるときは、弁明の機会の付与を行うことなく不利益処分をすることが可能とされており、また、事後に弁明の機会の付与を行うことは必要とされていないこと。

参考資料 5 参照

(3) 公表

事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について広報するとともに、報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対しても同様に公表、広報するよう要請すること。

第 5 情報提供

1 市区町村等に対する情報提供

市区町村及び消防部局や衛生部局等との連携により指導監督に当たる必要があるため、報告徴収及び立入調査等の状況については、適宜、市区町村等に情報の提供を行うこと。

2 一般への情報提供

地域住民に対して、認可外保育施設を担当する窓口について周知するとともに、認可外保育施設の状況についての情報を提供すること。管下市区町村に対しても、同様に地域住民への情報提供を求めること。

参考資料6 参照

(留意事項2 1) 情報提供は、次の方法で行うことが適当であること。

提供情報の項目及び方法

把握している全施設について、その名称、所在地、設置者、面積、保育従事者数、文書指摘事項等の事実を、同一の項目で同一の形態により提供すること。報告徴収又は立入調査時に無回答又は把握できなかった事項については、その旨を記載すること。

情報の更新

随時に情報を更新する又は立入調査終了時に情報を更新する等、情報の更新方法をあらかじめ明かにした上で、これを更新すること。

参考情報

指導監督基準、児童福祉施設最低基準等、認可外保育施設に係る情報の提供を行うに当たって参考となる関連情報を併せて提供するとともに、認可外保育施設を選ぶ際の視点などを示すことが望ましいこと。

第6 雑則

1 記録の整備

都道府県等は、認可外保育施設ごとに、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備すること。

2 厚生労働省への報告

第3の3又は第4の措置を講じた場合は、厚生労働省に報告されたいこと。

(別 添)

認可外保育施設指導監督基準

(注)

の枠外が指導監督基準であり、

の枠内がその考え方である。

1 保育に従事する者の数及び資格

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる保育時間である11時間（施設の開設時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、概ね児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」という。）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、常時2人以上配置すること。

各施設において児童数が多い11時間（施設の開設時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）即ち、主たる保育時間については、児童福祉施設最低基準第33条第2項に規定する数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。

児童福祉施設最低基準第33条第2項に規定する数、

乳児	乳児3人につき保育に従事する者1人
1、2歳児	幼児6人につき保育に従事する者1人
3歳児	幼児20人につき保育に従事する者1人
4歳児以上	幼児30人につき保育に従事する者1人

児童の数については、月極めの児童等の通常は概ね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。

ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。

やむを得ずアルバイトやパートの職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算して上記の人数を確保することが必要であること。

- (2) 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあっては、1人）以上は、保育士又は看護婦の資格を有する者であること。

- (3) 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。

常時、保育士又は看護婦の資格を有する者が配置されていることが望ましい。

2 保育室等の構造設備及び面積

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。
- (3) 乳児（概ね満一歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、明確な段差やベビー・フェンス等で区画すること。

- (4) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。

乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。

- (5) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

便所の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。

便所は手洗設備が設けられているだけでなく、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があること。

調理室は、保育室と簡単に入出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。

3 非常災害に対する措置

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

消火器など設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。

- (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

児童福祉施設最低基準第6条

- 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

- (1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他幼児が出入りし又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のイ及びロをいずれも満たさない場合においては、3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

- イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
- ロ 屋内階段のほか、幼児の避難に適した建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路若しくはこれに準ずる設置又は屋外階段が設けられていること。

- (2) 保育室を3階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

- イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること
- ロ 地上又は避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。）に直通し、かつ、幼児の避難に適した建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段及び同条第2項各号に規定する構造の屋外階段が設けられていること。

この場合において、これらの階段は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離及び遊戯室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30メートル以下となるように設けられていること。

- ハ 保育所の調理室以外の部分と保育所の調理室及び当該建物の保育所以外の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施

行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ダンパー　ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置である。

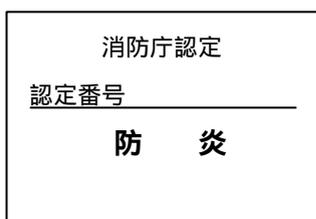
- ニ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ホ 保育室、遊戯室その他幼児が出入りし、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ヘ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

非常警報器具　警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等である。

非常警報設備　非常ベル、自動式サイレン、放送設備等である。

- ト 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

防災物品の表示方法（消防法第8条の3）



防火対象物において使用する防災対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。

5 保育内容

(1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であること認識することが必要であること。この場合、各発達区分ごとの保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりにつ

いて理解するためには、保育所保育指針（平成11年10月29日児発第799号厚生省児童家庭局長通知の別添）を理解することが不可欠であること。

[6か月未満児]

- ・心身の機能の未熟性を理解したうえ、笑う、泣くという表情の変化や体の動きなどの行動が、乳児の生理的及び心理的な欲求の表現であることに気づき、感性豊かに受け止め、優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

[6か月から1歳3か月未満児]

- ・一人一人の生理的及び心理的な欲求に応え、愛情を込めた応答的関わりにより、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助をしているか。

[1歳3か月から2歳未満児]

- ・生活空間の広がりとともに自我が芽生える時期であり、自発性を高めるよう応答的に関わるとともに、歩行の確立により、盛んになる探索活動が一人一人十分できるように環境を整えているか。

[2歳児]

- ・生活に必要な行動が徐々にできるようになるとともに、自我が育つ時期であり、一人一人の気持ちを受け止め、援助しているか。また、模倣やごっこ遊びの中で保育者が仲立ちすることにより、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるようにしているか。

[3歳児]

- ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であり、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させるように適切に援助しているか。

[4歳児]

- ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期である。保育者はこのような心の動きを十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むよう努めているか。

[5歳児]

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期である。保育者は、児童の主體的な活動を促すため多様な関わりを持ち、児童の発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助しているか。

[6歳児]

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくる。集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなる。遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるよう様々な環境の設定に留意しているか。

イ 乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定することが必要であること。

保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する。棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。

必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つことが必要であること。

ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実行することが必要であること。

保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。

外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。

オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。

なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。

（２） 保育従事者の保育姿勢

ア 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。

都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。

イ 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。

しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

ウ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。

専門機関からの助言を要する場合の例

- ・ 心身の発達に遅れが見られる場合
- ・ 社会的援助が必要な家庭状況である場合

(3) 保護者との連絡

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、施設からは施設での児童の様子を、連絡し合うこと。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。

6 給食

(1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

具体的には、次のようなことに配慮することが必要であること。

- ・食器類や哺乳ピンは使用することによく洗い、定期的に煮沸消毒を行うこと。
- ・ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
- ・食事時、食器類や哺乳ピンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。
- ・食品の保存に当たっては、冷蔵庫を利用する等衛生上の配慮を行うこと。

(2) 食事内容等の状況

ア 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。

イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。

また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。

栄養所要量を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、市区町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。

家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。

7 健康管理

(1) 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

登園児の健康状態の観察

毎日、登園の際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等につい

ての健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けること（適切に記載された連絡帳を活用することも考えられる。）が必要であること。

降園時の健康状態の観察

毎日、降園の際も同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ児童の状態を報告することが必要であること。

（２） 児童の発育チェック

身体や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

（３） 児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を入所時及び１年に２回実施すること。

直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うことが必要であること。

医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効であること。

入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要であること。

（４） 職員の健康診断

ア 職員の健康診断を採用時及び１年に１回実施すること。

イ 調理に携わる職員には、概ね月１回検便を実施すること。

職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。

（５） 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。

(3) 感染症への対応

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

感染症の疑いがある場合も同様であること。

再登園については、かかりつけ医の「治癒証明」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて、保護者の協力を求めることも必要であること。

歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

(4) 乳幼児突然死症候群の予防

ア 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

イ 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

8 備える帳簿

職員の状況及び保育している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

職員に関する帳簿等

- ・ 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等

保育している者の処遇の状況を明らかにする帳簿等

- ・ 在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先児童の在籍記録等

標準様式

【注：以下様式 1 ~ 7 については、標準的な様式を示したものである。】

(様式1)

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事(指定都市市長、中核市市長を含む。以下同じ。)が認可している認可保育所以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意して下さい。

2 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」(別添)に適合しているとともに、消防法、食品衛生法等関係法令を遵守していることが必要です。

3 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営(児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等)に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求め等、指導監督を行っています。

4 法的根拠

認可外保育施設であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の入立調査や質問に対して協力いただくこととなっています。(児童福祉法第59条第1項)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第62条第3号)

5 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対して事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第59条第3項)また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第62条の2)

6 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って、改善措置をとるようにして下さい。

この文章の照会先

． ． ． ．

(様式2:報告徴収)

番 号
日 付

施設設置者、管理者 殿

運営状況について(照会)

貴殿の設置(管理)する について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項の規定に基づき、別紙により当職あて 月 日までご報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第62条第3号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

- (1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合(死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等)
- (2) 当該施設に24時間、かつ、週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる児童がいる場合

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の指導監督の趣旨

児童の安全確保の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営(児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等)に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

2 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。(児童福祉法第59条第1項)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第62条第3号)

3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。(児童福祉法第59条第3項)また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第62条の2)

4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようになしてください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。

この文章の照会先

．．．．．

(様式3：改善指導)

番 号
日 付

施設設置者、管理者 殿

立入調査結果について

貴殿の設置（管理）する 〇〇〇 の運営状況について、〇月〇日立入調査を実施したところですが、下記の事項については、児童の福祉の観点から改善を要するものと認められますので通知します。

なお、改善の状況等について、〇月〇日まで、文書で当職までご回答ください。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づく事業停止命令や施設閉鎖命令等の措置をとる場合があり得ることをあらかじめ申し添えます。

記

改善を要する事項

- 1
- 2

(様式4：改善勧告)

番 号
日 付

施設設置者、管理者 殿

改 善 勧 告

貴殿の設置（管理）する 〇〇〇 の運営状況について、〇月〇日立入調査を実施したところですが、かきの事項については、児童の福祉の観点から改善を要するものと認められますので、〇月〇日までに改善が図られるよう勧告します。

なお、改善の状況等について、同日まで（それまでに改善を行った場合は速やかに）文書で当職までご回答ください。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づく事業停止命令や施設閉鎖命令の措置をとる場合があり得ることをあらかじめ申し添えます。

記

改善すべき事項

- 1
- 2

(様式5：公表に係る弁明の機会の付与)

番 号
日 付

施設設置者、管理者 殿

貴殿の設置(管理)する について、 月 日付けで改善勧告を発したにもかかわらず改善された事実がありません。

については、行政手続法の趣旨に則り、弁明の機会を付与しますので、弁明すべき事項があれば、下記により弁明書を 月 日までに当職あて提出されたい。

記

1 公表を行なう事実

(1)

(2)

2 弁明書の提出先

3 提出期限

月 日まで

(様式 6 : 弁明の機会の付与)

番 号
日 付

施設設置者、管理者 殿

貴殿の設置(管理)する 月 日 については、 月 日 付けで改善勧告を發したにもか
かわらず改善された事実がありません。

については、行政手続法に基づき、弁明の機会を付与しますので、弁明すべき事項があれ
ば、下記により弁明書を 月 日 までに当職あて提出されたい。

記

- 1 予定される不利益処分
の事業停止命令又は施設閉鎖命令
根拠条文：児童福祉法第 5 9 条第 3 項

- 2 不利益処分の原因となる事実
(1)
(2)

- 3 弁明書の提出先

- 4 提出期限
月 日 まで

(様式7：事業停止命令又は施設閉鎖命令)

番 号
日 付

施設設置者、管理者 殿

貴殿の設置(管理)する について、児童福祉法第59条第3項に基づき、(・・・日間の事業停止)(・・・が改善されるまでの間その事業の停止)(施設の閉鎖)を命ずる。

この命令に違反した場合は、児童福祉法第62条の2の規定により、6月以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分を知った日から起算して60日以内に対しても意義申立てを行うことができる。

運営状況調書

(年 月 日現在)

施設名											
施設所在地		〒									
施設電話番号											
最寄り駅		線 駅 バス・徒歩 分									
施設長名											
設置者名											
設置者住所		〒									
設置者電話番号											
代表者名		職名 氏名									
系列施設		有 (都道府県内 か所 都道府県外 か所〔直営店・FC〕) 無									
営業時間		時 分 ~ 時 分 ・ 24時間					休業日				
在 籍 児 童 数	年 齢		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	学童	計
			在園時間								
	昼間のみ	午後8時までにお迎え									
	夜間	午後10時までにお迎え									
	深夜	午後10時～午前2時までにお迎え									
	宿泊	午前2時～翌朝にお迎え									
	24時間	24時間お迎えなし									
	計										
時間単位の臨時預かりの状況			有 (1日平均 人位、1月平均 人位)					無			
職 員 数	A 施設長		B 保育従事者 (Aを除く)		C その他職員 (A・Bを除く)		D 合計 (A+B+C)				
	常勤	非常勤	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人			
資格の有無等	・保育業務に (従事している 従事していない) ・資格 保育士 看護師 他 ()		保育士 人 看護師 人 その他 人	保育士 人 看護師 人 その他 人	調理 () 人 () 人	調理 () 人 () 人					

年級別 保育状況	保育時間帯	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	保育士数 パート含む	
		時間帯における在籍児童数 (月極め・一時勤りを含めた延べ数で記入してください)	8:00～8:59						
	9:00～15:59								
	16:00～17:59								
	18:00～18:59								
	19:00～19:59								
	20:00～21:59								
	22:00～23:59								
	0:00～1:59								
	2:00～7:59								
上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲 : ~ :									

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳～就学前	学童	計
定員								
受入開始時期	A:産休明け(8週間)から B:3～4か月から C:5か月から D:6か月から E:1歳から F:その他()から	受入終了時期	A:2歳まで B:3歳まで C:就学まで D:その他()まで	宿泊保育について	A:常時実施している B:月に何度か実施している C:実施していない			
保育料	月額	日額	時間極め	その他				
	歳児 円	歳児 円	歳児 円	食事代 円				
	歳児 円	歳児 円	歳児 円	ミルク代 円				
	歳児 円	歳児 円	歳児 円	おむつ代 円				
	歳児 円	歳児 円	歳児 円	他				

施設面積	室名	保育室	調理室	便所	その他	合計
	室数 面積	室 m ²	室 m ²	室 m ² (便器 個)	室 m ²	室 m ²
建物の構造		鉄筋コンクリート 木造 その他			階建の 階	
建物の形態		雑居ビル 集合住宅 個人住宅 専用建物 その他 ()				
乳児室の区画		有 (専用室 フェンス ベビーベッド 他) 無				
保育室の採光・換気		窓等採光 (良い 普通 悪い) ・ 窓等換気 (良い 普通 悪い)				
便所の設備		保育室との仕切 (有 無) ・ 調理室との仕切 (有 無) ・ 専用手洗い (有 無)				
消火用具の設置		有 (泡 粉末 消火器 本 ・ 他) 無				
玄関以外の非常口		有 無 無の場合の避難器具 有 () 無				
消防計画		有 (届出年月日 平成 昭和 年 月 日 ・ 見届) 無				
避難消火訓練		実施 (実施回数 回 / 年 ・ 内図上訓練 回 / 年) 未実施				
保育室が2階にある		転落防止設備 (窓柵 階段手すり テラス手すり) 耐火構造の建物 (鉄筋コンクリート レンガ 石) 避難設備 (耐火構造の傾斜路 屋外階段)			有 無 適 不適 有 無	
保育室が3階以上にある		転落防止設備 (窓柵 階段手すり テラス手すり) 耐火構造の建物 (鉄筋コンクリート レンガ 石) 屋内避難階段 (保育室等から30m以内にあるもの) 屋外避難階段 (保育室等から30m以内にあるもの) 調理室の防火区画 (耐火構造の床 壁又は特定防火設備) 保育室の壁・天井が不燃材料仕上げ 非常警報器具または非常警報設備 カーテンの防災処理 建物の防災処理 建具等の防災処理			有 無 適 不適 有 (所) 無 有 (所) 無 有 無 有 無 処理済 未処理 処理済 未処理 処理済 未処理	
安全管理	施設内の安全管理	適 不適		暖房器具の固定、燃焼部の覆い 適 不適		
	各室内に危険物がない、放置物品がない、児童の進入防止策がある場合は適、欠けている場合は不適とする。 (保育室 玄関 非常口 階段 通路 窓 台所 便所 浴室 ベランダ 園庭 門扉)			電気・ガスコンセントの危険防止策 適 不適 書庫 タンス ピアノ等の転倒防止 適 不適 棚等からの落下物防止 適 不適		

衛生管理	保育室の清掃方法・回数		哺乳ピンの消毒・保管	
	便所の清掃方法・回数		衣類の洗濯・消毒方法	
	調理室の清掃方法・回数		寝具の乾燥・消毒方法	
	食器の消毒・保管		玩具類の洗濯・消毒方法	
入浴等を必要とする児童の取り扱い		24時間保育で、3日以上継続して在園する児童の入浴汚れたとき等の対処		有(週回) 無 入浴 清拭 無
給食	給食の実施	有(施設で調理 仕出し弁当 その他) 無(弁当持参 家庭で食事 その他)		
	献立表の作成	昼食用 有(週間献立) 無・夕食用 有(週間献立) 無		
	乳児食(離乳食)	有(施設で調理 調理済み市販 家から持参 その他) 無		
	食品の保存	冷蔵庫 その他()		
児童の健康診断	入所時 入所後	施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認 施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認		未実施 未実施 ・ 回/年
職員の健康診断	採用時 採用後	実施(施設で実施 診断書の提出 その他) 実施(施設で実施 診断書の提出 その他)		未実施 未実施
調理・調乳者の検便		実施(毎月 隔月 回/年)		未実施
備えられている医薬品		体温計 水まくら類 外用・消毒薬 絆創膏類 他()		
備えられている遊具等		玩具() 絵本 机 椅子 楽器() 他()		
保育内容	登所時の健康状態の観察	有(体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他) 無		
	退所時の個別検査	有(服装 外傷 清潔 他) 無		
	ケガや病気のときの措置	保護者への連絡 医療機関への受診 その他()		
	屋外遊戯、外気浴の実施	実施(毎日 回/1週間)		未実施
保護者との連絡状況		献立表の配布 施設だよりの配布 連絡帳の作成 緊急連絡表の作成	有 有 有 有	無 無 無 無
児童票の作成状況		有(家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録) 無		
帳簿の作成、整備状況		職員名簿(履歴書)	有 無	児童出席表 有 無
		資格証明書	有 無	施設平面図 有 無
備考		損害賠償責任保険への加入 有(1人 円・1事故 円) 無		

施設平面図を添付してください。

施設で独自に作成しているパンフレット、料金表があれば添付してください。